

税理士や社労士と顧問契約を結ぶ前に立ち止まって考えてください

起業をお考への皆さまへ

顧問が税理士である 必要はありません!!

月々の経営に関するお困りごとの解決は
行政書士にお任せください!

行政書士が顧問契約を行うメリットは、

その1

行政書士は経理代行の
専門家

税理士は税務の専門家であり、経理代行は行政書士会も推奨する行政書士の専門分野です。

その2

幅広い法律知識を持った
行政書士が対応

経理や経営、労務管理に法律的な問題など、多岐に渡る経営課題に関しては法律知識が広い行政書士がベストです。

その3

専門分野の知識は所属の
エキスパートが対応

各種専門家との提携で、状況に応じて適材な士業が判断・協力をします。

その4

廉価な顧問料で
フルサービスを提供

税理士との顧問契約よりも、廉価な顧問料でフルサービスが提供可能となります。

その他でも起業・創業を サポートします!

資金調達をサポート! ※裏面参照

法人設立・許認可等の法務サポート

他士業連携による財務・労務管理

例えば

毎月の顧問料

15,000円~

経理業務、簡単な法務相談、2名までの給与計算

決算業務

220,000円~

(個人事業主の場合 120,000円~)

税務申告は、提携の税理士がしっかりと責任を持って対処いたします

supported by 一般社団法人中小企業支援センター

☎ 050-3638-8590

✉ info@sme-support.jp

お電話の場合、平日 10:00~18:00 メールは 24 時間受付